

市町村地域生活支援事業（意思疎通支援事業）の実施状況

市町村名	(1)意思疎通支援事業						(2)手話奉仕員養成研修事業
	①手話通訳者派遣事業		②要約筆記者派遣事業		③手話通訳者設置事業		
	実施体制	実績	実施体制	実績	実施体制	備考	
京都市	○	○	○	○	○		○
福知山市	○	○	○	○	×	当事業以外で、聴覚言語障害センター1名、市嘱託職員1名配置あり。庁内で手話・要約筆記の職員研修を実施。	○
舞鶴市	○	○	○	○	○		○
綾部市	○	○	○	○	○		○
宇治市	○	○	○	○	○		○
宮津市	○	○	○	○	○		○
亀岡市	○	○	○	○	○		○
城陽市	○	○	○	○	○		○
向日市	○	○	○	○	○		○
長岡京市	○	○	○	○	○		○
八幡市	○	○	○	○	○		○
京田辺市	○	○	○	○	○		○
京丹後市	○	○	○	○	○		○
南丹市	○	○	○	○	○		○
木津川市	○	○	○	○	○		○
大山崎町	○	○	○	○	○		○
久御山町	○	○	○	○	○		○
井手町	○	○	○	×	×		×
宇治田原町	○	○	○	○	×		○
笠置町	○	×	○	×	○		○
和束町	○	×	○	×	○		○
精華町	○	○	○	×	○		○
南山城村	○	○	○	×	○		×
京丹波町	○	○	○	○	○		○
伊根町	○	○	○	○	○		○
与謝野町	○	○	○	○	○		○
実施市町村数	26	24	26	21	23		24
京都府実施率	100%	92%	100%	81%	88%		92%
参考全国実施率	94%		39.4%		76.6%		

※ 平成28年度地域生活支援事業実施報告をもとに作成。

※ 全国実施率については、平成29年3月8日厚生労働省が開催した障害保健福祉関係主管課長会議資料を参照。
(平成28年3月31日現在の実施率)